

芦教生第 1697-1 号

平成 24 年 3 月 2 日

芦屋市文化財保護審議会

会長 多淵 敏樹 様

芦屋市教育委員会

教育委員長 植田 勝博

芦屋市指定文化財の指定について（諮問）

芦屋市文化財保護条例（平成元年芦屋市条例第 7 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諒問内容

月若遺跡出土小銅鐸を芦屋市指定文化財に指定することについて

2 諒問の理由

平成 20 年 2 月 18 日から平成 20 年 4 月 30 日まで実施した月若遺跡第 96 地点発掘調査により出土した小銅鐸を芦屋市指定文化財に指定する旨の申請があつたため

3 指定候補資料

別紙資料及び調査報告書のとおり

以上

芦屋市指定文化財候補

名 称 月若遺跡出土 小銅鐸 (つきわかいせきしゅつど しょうどうたく)

種 別 芦屋市指定有形文化財 (考古資料)

その他特記事項

なし

考古資料 月若遺跡出土小銅鐸

本小銅鐸は、月若遺跡から出土した弥生時代後期の小形青銅器である。紀元2世紀頃の製作と考えられる。欠損し、鉢と身を中心とする大破片と身裾部に近い小欠片から成る。

鉢の上部と身裾部を失い、身自体も半壊するが、残存高6.85cm、の大きさで、鐸身・鉢共に無文である。現状で27.6gの重さを計測する。鰐は認められない。鉢の取り付きは舞端より内側にある。型持孔はきわめて特異な長方形のものが両面で2対4孔、舞に方形のものが2孔あったと推定される。その形態は銅鐸・小銅鐸を通じて本例が初めてのものであり、注目される。

器面には鉄製の工具を使用した研磨痕や切断痕が残り、鋳造時の製作不良部分を目的とした形態に改良を試みた跡をとどめる。小銅鐸の破断口には時間差が確認でき、製作後に人為的に壊したこと推測され、興味深い。

小銅鐸の出土は、全国に55例あり、兵庫県下では2例目の出土となり、東アジアの鐸形の銅製品の系譜を考える上にも貴重な資料であり、稀少な青銅器として高い学術的価値を有する。